

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第56号

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県税条例施行規則（昭和30年佐賀県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前   | 改正後 |   |  |   |   |
|---|-----|---|--|---|---|
| <p>様式第17号<br/>略<br/>(土地)</p> <table border="1" data-bbox="235 675 1093 1003"><tr><td data-bbox="235 675 1093 719">略</td></tr><tr><td data-bbox="235 719 1093 1003">記載上の注意<br/>上欄の記載事項は、当該土地の取得の日から2年以内（ただし、平成16年4月1日から平成24年3月31日までの取得にあっては、3年以内）に当該土地の上に「特例適用住宅」を新築し、又は1年以内に当該土地の上にある「既存住宅」を取得し、当該土地の取得について不動産取得税の減額を受けようとするときは、必ず記入してください。</td></tr></table> <p>略</p> <p>様式第24号<br/>略</p> <p>注 1 略</p> <p>2 この申告書は、土地を取得した日から2年以内（ただし、平成16年4月1日から平成24年3月31日までの取得にあっては、3年以内）に当該土地の上に特例適用住宅を新築すること、又は1年以内に既存住宅を取得することを証する書類を添えて提出してください。</p> | 略   | 記載上の注意<br>上欄の記載事項は、当該土地の取得の日から2年以内（ただし、平成16年4月1日から平成24年3月31日までの取得にあっては、3年以内）に当該土地の上に「特例適用住宅」を新築し、又は1年以内に当該土地の上にある「既存住宅」を取得し、当該土地の取得について不動産取得税の減額を受けようとするときは、必ず記入してください。 | <p>様式第17号<br/>略<br/>(土地)</p> <table border="1" data-bbox="1160 675 2018 1003"><tr><td data-bbox="1160 675 2018 719">略</td></tr><tr><td data-bbox="1160 719 2018 1003">記載上の注意<br/>上欄の記載事項は、当該土地の取得の日から2年以内（ただし、平成16年4月1日から平成28年3月31日までの取得にあっては、3年以内）に当該土地の上に「特例適用住宅」を新築し、又は1年以内に当該土地の上にある「既存住宅」を取得し、当該土地の取得について不動産取得税の減額を受けようとするときは、必ず記入してください。</td></tr></table> <p>略</p> <p>様式第24号<br/>略</p> <p>注 1 略</p> <p>2 この申告書は、土地を取得した日から2年以内（ただし、平成16年4月1日から平成28年3月31日までの取得にあっては、3年以内）に当該土地の上に特例適用住宅を新築すること、又は1年以内に既存住宅を取得することを証する書類を添えて提出してください。</p> | 略 | 記載上の注意<br>上欄の記載事項は、当該土地の取得の日から2年以内（ただし、平成16年4月1日から平成28年3月31日までの取得にあっては、3年以内）に当該土地の上に「特例適用住宅」を新築し、又は1年以内に当該土地の上にある「既存住宅」を取得し、当該土地の取得について不動産取得税の減額を受けようとするときは、必ず記入してください。 |
| 略   |     |   |  |   |   |
| 記載上の注意<br>上欄の記載事項は、当該土地の取得の日から2年以内（ただし、平成16年4月1日から平成24年3月31日までの取得にあっては、3年以内）に当該土地の上に「特例適用住宅」を新築し、又は1年以内に当該土地の上にある「既存住宅」を取得し、当該土地の取得について不動産取得税の減額を受けようとするときは、必ず記入してください。   |     |   |  |   |   |
| 略   |     |   |  |   |   |
| 記載上の注意<br>上欄の記載事項は、当該土地の取得の日から2年以内（ただし、平成16年4月1日から平成28年3月31日までの取得にあっては、3年以内）に当該土地の上に「特例適用住宅」を新築し、又は1年以内に当該土地の上にある「既存住宅」を取得し、当該土地の取得について不動産取得税の減額を受けようとするときは、必ず記入してください。   |     |   |  |   |   |

